

自民党 衆議院議員 きかわだひとし活動報告【埼玉3区（草加市・越谷市）】

きかわだステーション

特別号外 新型コロナウイルス感染症発生に伴う支援策等

プラス
DV相談+

つなぐ はやく
0120-279-889
24時間受付

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等で、DVが増加、深刻化しています。

国民の生活を守り、日本経済の再起を果たすため、1日も早く第2次補正予算を！

自由民主党衆議院議員の黄川田仁志です。地域の皆様には、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の下、活動の自粛にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。加えて、感染症対策の最前線で闘う医療や介護の関係の皆様、生活ゴミの収集や食料品販売、保育、物流関係、公共交通機関、電気やガス、水道等、私たちの生活インフラを支えていただいている皆様には、心より敬意と感謝を申し上げます。

私も皆様同様、コロナ禍前の暮らしとは一変し、毎日の日課であった朝の駅前あいさつ活動も自粛中です。地域の皆様と直接顔を合わせ、色々とご意見を伺うことも難しいことから、お電話やインターネットを使って、お話しさせていただいております。皆様におかれましては、様々なご心労をお掛けしていること、大変心苦しい限りですが、今しばらく、活動の自粛にご協力いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

さて、緊急事態宣言下ではありますが、国会は、皆様の生活に係る重要なことを決めるため、継続して開会中です。委員会や本会議では、各議員が当番制で会場に入り、それ以外の議員は各自議員会館の執務室でモニターを見て会議に参加しています。採決のときだけは全員集まりますが、短時間で終わるよう心掛けています。

4月30日に令和2年度補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症対策が大きく動き出しました。いわゆる10万円給付金や、中小企業や個人事業主を対象とした持続化給付金の支給手続きが始まっています。今号の裏面に、現時点における経済支援策の一覧表を掲載させていただきました。紙面の都合上、少々字が小さく恐縮ですが、自分がどれに当てはまるか、是非ともお目通しいただけますと助かります。支援策が多すぎてわかりにくいとの声もいただいておりますが、せつかくある支援策ですので、積極的にご活用いただけますと幸いです。

ただ、地域の皆様の声を聞いていますと、コロナ対策はまだまだ必要だと痛感しています。最前線の医療や介護の現場への支援、地域経済を支える中小・小規模事業者や個人事業主等への支援、国民の皆様の生活に直結してコロナ対策に努めていただいている埼玉県や草加市、越谷市等地方公共団体への支援、増加傾向にある生活困窮者に対する支援、2割以上が退学を考えているという大学生等への支援、休校下での教育のあり方等、取り組まなければならない課題が山積しています。

これらの課題に対処するため、自由民主党では、岸田政調会長を中心に、速やかな令和2年度第2次補正予算の編成に向け、活発な議論が始まっています。国会でも、第2次補正予算の審議に向けた動きが始まりました。私は、自由民主党の若手議員中心の議員連盟「日本の未来を考える勉強会」の一員として、政府や党幹部に対し、100兆円規模のコロナ対策予算の大枠確保を訴えています。100兆円の根拠は、コロナ禍で日本が失うと予測されるGDPの喪失額です。これを補うために、特に、事業の損失補てんや固定費等に自由に充てられる持続化給付金の大幅拡充と、地方公共団体に対する臨時交付金や感染症緊急包括支援交付金の大型追加交付を求めています。また、支援策の手続きのワンストップ化、提出書類の簡素化も強く訴えています。

既に党幹部にも提言や決議を提出し、党内先輩議員からもご賛同やご支援をいただいております。日本経済の再起のためには、まずは、国民生活を全力で守ること、政治がその姿勢を国民の皆様にしかりお示しすることが重要です。政権与党、責任政党の自由民主党の一員として、全身全霊で努めて参ります。引き続きのご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

裏面は新型コロナウイルス対策支援一覧です！ご覧ください！

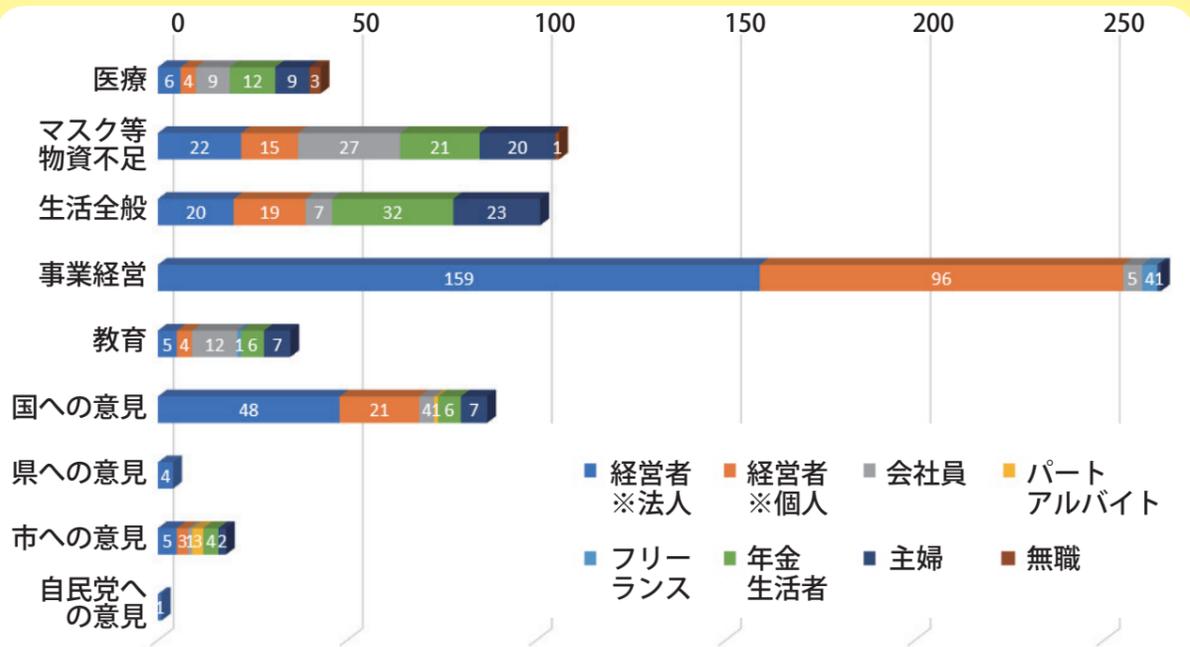


【個人向け】
10万円給付金
申請ホームページ
※ネット申請はマイナンバーカードが必要です



【事業者向け】
持続化給付金
申請ホームページ

グラフ① 新型コロナウイルス感染症発生に伴う影響 電話調査の結果



新型コロナウイルス感染症発生に伴う影響調査のご報告

衆議院議員黄川田仁志事務所では、新型コロナウイルス感染症発生に伴う影響を調査するため、4月に地域の皆様1,776名に対し、電話によるアンケート調査を行いました。ご協力いただいた皆様には、心より感謝申し上げます。皆様からの回答をグラフ①にまとめました。電話がつながり回答いただいた方約1,400名のうち、半数近くの659人の方々が、既に新型コロナウイルス感染症に伴う何らかの影響を受けていると回答されました。

特に多かった相談や意見は、経営者からの事業経営に関するもの、マスク等物資不足に関するもの、生活全般に関するもので、マスク等物資不足や生活全般については、職業や年齢、性別を問わず、幅広い方から相談等がありました。

また、子育て世代の方々から、学校休校に伴う教育のあり方（自宅学習のあり方等）や学校の対応（学校行事等）について多くの相談等がありました。

最も相談や意見が多かった事業経営は、特に、建設土木業、飲食店、理美容業、不動産業の皆様からの相談が多く、休業に伴う従業員の休業手当、資金繰りの相談が大変多かったです。

電話調査には3週間を要したことから、現時点で新型コロナウイルス感染症発生に伴う何らかの影響を受けている方は、更に増えていることは間違いありません。現在も電話調査は継続中です。

株式会社帝国データバンクによると、全国における5月11日までの新型コロナウイルス関連倒産の発生数はグラフ②のとおり、凄まじい勢いで増えています。今後は特定の業種に限らず、幅広い業種に影響が出ると予想されます。

更に経済支援策を追加するため、1日も早く、令和2年度第2次補正予算を組むよう、また新たな経済支援策は、地域や現場の声を反映された制度や方式にするよう強く訴えて参ります。

グラフ② 全国の新型コロナウイルス関連倒産の発生時期分布



皆様からのご意見・ご感想をメールにてお寄せくださいませ。今後の黄川田仁志の活動の参考にさせていただきます。

メールアドレス: toiawase@kikawadahitoshi.jp

●衆議院議員黄川田仁志の日々の活動報告は

公式 Facebook をご覧ください。facebook.com/kikawada.hitoshi



●個人向けの主な新型コロナウイルス対策支援一覧

5月11日時点で使える制度の一部です



給付 「もらえる」	すべての方	特別定額給付金	一律1人10万円 ※今年の4/27時点で住民基本台帳に記載されている全ての方 ※給付は世帯毎に実施 ※DV被害者等への支給は別途取扱いあり	草加市役所担当窓口 越谷市役所特別定額給付金室	☎0570-0265-44 ☎048-963-9316
	子育て中の方	子育て世代臨時特別給付金	児童手当受給者に対し、子供1人当たり1万円を給付 ※所得制限有、手続き不要	草加市役所子育て支援課 越谷市役所子育て支援課	☎048-922-1476 ☎048-963-9165
	賃貸住宅の家賃を払えない方 住宅を確保したい方	住宅確保給付金	対象：離職及び廃業して2年以内の方に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により休業等に伴う収入減少により、離職や廃業の状況と同程度と認められる方で、住宅を失う恐れが生じている方 ※収入要件等あり 支給額：家賃相当額（世帯人数によって上限有） 期間：原則3か月（一定条件により3か月間の延長、再延長が可能）	【草加市】 まるごとサポートSOKA 【越谷市】 生活自立相談「よりそい」	☎048-922-0185 ☎048-963-9212
	家計が急変して 大学等の学費が払えない方	高等教育修学支援新制度 【授業料等減免・給付型奨学金】	対象：大学生、短大生、高専生、専門学校生 減免等：授業料・入学金の免除または減額 給付額：5,900円～75,800円 要件：世帯収入・資産要件有、学ぶ意欲がある学生 ※別途収入要件、学業要件等有	在学している各学校の奨学金相談窓口 日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00～20:00（土日祝除く）	☎0570-666-301
貸付 「かりる」	休業などによる収入の減少で緊急かつ一時的に生活維持のためのお金が必要な方	緊急小口資金貸付【無利子】	貸付額：20万円以内（一括交付） 据置期間：1年以内 返済期間：2年以内	【草加市】 草加市社会福祉協議会 【越谷市】 越谷市社会福祉協議会	☎048-932-6789 ☎048-966-2251
	収入の減少や失業などにより生活の立て直しが必要な方	総合支援資金貸付【無利子】	貸付額：単身世帯は月額15万円以内、複数世帯は月額20万円以内 貸付期間：原則3ヶ月以内（送金は1ヶ月ごとの分割交付） 据置期間：1年以内 返済期間：10年以内		
猶予や減免 「のばす・減らす」	税金の支払いが困難な方	税の納税猶予（国税・地方税）の特例	対象税目：基本的にすべての税 対象者：法人収入（売上高）、個人の経常的な収入（事業売上等）が令和2年2月以降、前年同月比▲20%以上で納税が困難な事業者 猶予期間：原則1年間 その他：担保の提供は不要。猶予期間中の延滞税は免除。	【国税】 川口税務署 越谷税務署 【県税】 越谷県税事務所 草加担当 越谷担当 【市税】 草加市役所納税課 越谷市役所収納課	☎048-252-5141 ☎048-965-8111 ☎048-962-2194 ☎048-962-2192 ☎048-922-1124 ☎048-963-9142
	国民健康保険の支払いが困難な方	保険料（税）の徴収猶予	特別な理由のある方は、条例等の定めにより、保険料（税）の徴収猶予を行うことが可能です。まずはご相談ください。	草加市役所保険年金課保険税係 越谷市役所収納課	☎048-922-1592 ☎048-963-9142
	国民年金保険料の支払いが困難な方	保険料の減免・納付猶予	国民年金の免除相当程度まで所得の低下が見込まれる方に対し、全額免除、納付猶予、4分の3免除、半額免除、4分の1免除のいずれかの臨時特例措置。	日本年金機構 ねんきんダイヤル 越谷年金事務所 草加市役所保険年金課年金係 越谷市役所国民年金担当	☎0570-05-1165 ☎048-960-1190 ☎048-922-1596 ☎048-963-9155
	公共料金の支払いが困難な方	柔軟な対応を依頼済	電気料金、ガス料金、水道料金、携帯電話料金については、新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難な事情がある方に対し、状況を配慮し、料金未払いによる供給等の停止の猶予、各料金の支払い猶予について、柔軟な対応を行うよう国から要請しています。	まずは契約されている各事業者にご相談をお願いします。	
	住宅ローンの支払いが困難な方	既往債務の返済猶予	銀行等に対し、迅速かつ柔軟に事業者・個人の支援に取り組むよう国から要請しています。	まずはお取引先の銀行等へ積極的にご相談をお願いします。	
その他	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方	生活保護	・困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。 ・支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。	まるごとサポートSOKA 越谷市役所生活福祉課	☎048-922-0185 ☎048-963-9162

●事業者向けの主な新型コロナウイルス対策支援一覧

5月11日時点で使える制度の一部です



給付 「もらえる」	売上が前年同月比で50%以上減少したとき	持続化給付金	給付上限額：中小法人等200万円、個人事業主等100万円 対象：売上が前年同月比で50%以上減少している事業者（個人事業主、フリーランス、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等も可） ※専用ホームページからの申請手続きが必要です。	持続化給付金事業コールセンター （8:30～19:00、5月・6月は毎日、7月～12月は土曜日） ※インターネットが苦手な方等を対象としたサポートセンターが草加市、越谷市各1ヵ所設置される予定	☎0120-115-570
	【埼玉県内の事業者対象】 4月8日～5月6日に20日以上事業所を休業等しているとき	埼玉県中小企業・個人事業主支援金	支給額：20万円（県内の複数事業所を休業している場合30万円） 対象：中小企業または個人事業主（医療法人、社会福祉法人、NPO法人等は対象外） 要件：4月8日～5月6日の間に20日以上事業所を休業等していること ※営業時間短縮やデリバリー・テイクアウトのみ営業の場合は0.5日換算	埼玉県中小企業支援相談窓口	☎048-830-8291 または ☎0570-000-678
	従業員に休業手当を支給するとき	雇用調整助成金（新型コロナ特例措置）	対象：学校等の休業で労働者が子供の面倒をみるために有給休暇を取得した場合 助成額：労働者1人1日8,330円上限で賃金相当額を助成	ハローワーク草加 ハローワーク越谷	☎048-931-6111 ☎048-969-8609
	学校等のお休みに伴い従業員が有給休暇を取得したとき	小学校休業等対応助成金（労働者雇用）	対象：学校等の休業でフリーランスで働く方が子供の面倒をみるために契約していた仕事が出来なくなった場合 助成額：1日当たり4,100円	学校等休業助成金・支援金受付センター （9:00～21:00、土日・祝日含）	☎0120-60-3999
貸付 「かりる」	【草加市内の事業者対象】 国の持続化給付金の対象とならない創業まもない方で売上が20%以上減少したとき	草加市創業者向け持続化給付金	給付額：1事業者当たり一律50万円（法人、個人とも） 対象：国の持続化給付金の給付対象とならない草加市内に主たる事業所を有する中小企業者、個人事業主 ※主な要件等詳細は草加商工会議所に確認願います	草加商工会議所	☎048-928-8111
	【草加市内の事業者対象】 テイクアウトまたはデリバリーで飲食物を販売するとき	草加市飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金	参加受付期間：今年の5月13日～7月31日 事業期間：今年の5月19日～7月31日 対象：飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、飲食料点小売業を営む草加市内に営業拠点のある個人事業主及び同市内に本店または支店のある中小企業 補助上限額：1店舗につき「飲食店」は20万円、「飲食店以外」は10万円	草加市役所自治文化部産業振興課	☎048-922-3477
	資金繰りのため融資を受けたい	新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※追加要件により実質無利子・無担保融資	要件：売上高5%減少 担保：無担保 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 うち据置期間：5年以内 融資限度額：中小事業3億円、国民事業6,000万円 融資利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36% 当初3年間は基準金利▲0.9% 利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3,000万円	日本政策金融公庫越谷支店	☎048-964-5561
	資金繰りのため融資を受けたい	新型コロナウイルス対策マル経融資（拡充） ※追加要件により実質無利子・無担保融資	対象：商工会議所の推薦がある小規模事業者 要件：売上高5%減少 担保：無担保 保証人：不要 貸付期間：運転資金7年以内、設備資金10年以内 うち据置期間：運転資金3年以内設備資金4年以内 融資限度額：別枠1,000万円 融資利率：経営改善利率1.21%、当初3年間は▲0.9%	日本政策金融公庫越谷支店	☎048-964-5561
	【埼玉県内の事業者対象】 資金繰りのため融資を受けたい	埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金 ※民間金融機関での実質無利子無担保融資	対象：中小企業者 要件：4号は売上高20%以上減少、5号は売上高5%以上減少、危機管理保証は売上高15%以上減少 内容：返済困難な場合、県信用保証協会が債務を肩代わり	取引のある金融機関または最寄りの金融機関 埼玉県信用保証協会春日部支店	☎048-731-7311
【草加市内の事業者対象】 資金繰りのため融資を受ける際の信用保証料に対する補助	草加市セーフティネット保証利用支援補助金	対象：セーフティネット保証4号・5号、危機管理保証のいずれかを活用する個人事業主、小・中規模事業者 要件：追加要件により実質無利子・無担保融資となる場合有 融資上限額：3,000万円 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内） 担保：無担保 保証人：代表者は一定要件を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）	取引のある金融機関または最寄りの金融機関		
	【草加市内の事業者対象】 資金繰りのため融資を受けたい	埼玉県中小企業制度融資新型コロナウイルス対応負担軽減型経営あんしん資金	対象：売上高等が前年同期と比べ減少または減少見込みの事業者 融資利率：年0.8%以内 融資限度額：1億円 融資期間：最大10年間 うち据置期間：5年以内 信用保証料：年0.45～1.64%以内 保証人：個人事業主は原則不要、法人は原則代表者以外の連帯保証人不要 担保：金融機関・保証協会との協議による	草加商工会議所 越谷商工会議所	☎048-928-8111 ☎048-966-6111
	【草加市内の事業者対象】 資金繰りのため融資を受ける際の信用保証料に対する補助	草加市セーフティネット保証利用支援補助金	受付期間：令和2年5月18日～令和3年3月31日 対象：草加市内の中小企業者で、令和2年3月2日以降、セーフティネット保証5号認定を受け、埼玉県経営安定資金または埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に伴い、信用保証料を支払った方。市税等滞納がない方。国の信用保証料の減免措置が適用されても負担すべき信用保証料が発生した方。 補助金額：融資契約1件当たり50万円上限	草加市役所自治文化部産業振興課	☎048-922-3477

※各金融機関では「既往債務の借り換え」等も可能な場合があります。早めにお取引のある金融機関やお近くの金融機関にご相談ください。

猶予や減免 「のばす・減らす」	固定資産税・都市計画税の猶予・軽減	対象：中小企業・小規模事業者（個人事業者も含む） 納税猶予の要件：令和2年2月～納付期限までの任意の1ヶ月以上の収入が前年同期比概ね20%以上減少 軽減・免除の要件：令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が対前年減少率30～50%未満の場合は1/2、50%以上減少の場合は全額	草加市納税課（猶予） 草加市資産税課（軽減） 越谷市役所資産税課	☎048-922-1124 ☎048-922-1081 ☎048-963-9147
	売上が減少し税金の支払いが難しい	税の納税猶予（国税・地方税）の特例	【国税】 川口税務署 越谷税務署 【県税】 越谷県税事務所 草加担当 越谷担当 【市税】 草加市役所納税課 越谷市役所収納課	☎048-252-5141 ☎048-965-8111 ☎048-962-2194 ☎048-962-2192 ☎048-922-1124 ☎048-963-9142
	売上が減少し厚生年金保険料等の支払いが難しい	社会保険料の猶予制度	事業の廃止や休止、著しい損出がある場合、納付の猶予が認められる場合があります。まずはご相談下さい。	越谷年金事務所